

## インターフェイス一覧

\* 事務手続数・年間件数は現時点の調査によるものであるから、基本設計時点における最新の情報に基づき設計を行うこと  
出典：情報提供ネットワークシステム等の設計・開発等業務 調達仕様書（案） 平成25年11月 内閣官房

番号法別表第2項番	事務	特定個人情報	区分	情報照会システム	情報提供システム	タイミング (方式)	事務手続数	年間件数 (合計)	情報連携1回当たりの 実行データ量
53	労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による保険給付の支給又は社会復帰促進等事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	新規追加	労働基準行政システム	年金業務システム	即時／バッチ（12ヶ月に1回程度） （提供先中間サーバーへの照会／メッセージ伝送）	15	220,000	2KB
-	・本人確認情報の提供 ・機関別符号の取得	個人番号、基本4情報	新規追加	労働基準行政システム	住民基本台帳ネットワーク	即時	-	20,000	調整中（※）

※ 平成26年12月目途にデータ量を確定

## インターフェイス一覧

\* 事務手続数・年間件数は現時点の調査によるものであるから、基本設計時点における最新の情報に基づき設計を行うこと  
 出典：情報提供ネットワークシステム等の設計・開発等業務 調達仕様書（案） 平成25年11月 内閣官房

番号法 別表第2 項番	事務	特定個人情報	区分	情報照会システム	情報提供システム	タイミング (方式)	事務手続数	年間件数 (合計)
59	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	新規追加	年金業務システム	労働基準行政システム	即時/バッチ（1ヶ月に1回程度） （提供先中間サーバーへの照会/ メッセージ伝送）	11	調整中（※）

※ 平成26年12月目途に件数を確定